2024.10Ver

【蕨市まちづくり指導要綱に関する申請等フロー】

建築計画

調査

・用途地域・地域地区、近隣建築物、道路等の状況調査
・まちづくり指導要綱
・蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例（以下「蕨市中高層条例」という。）
・都市計画法による開発許可の事前相談
・蕨市景観条例

基本設計

事前協議

事前協議書（様式第1号）：図面等により各課（室、係）と事前協議を行う。

実施設計

標識の設置

標識（様式第2号）の設置：近隣関係者に建築計画の概要を知らせる。

標識設置届の提出

標識設置届（様式第3号）：設置日から7日以内に提出。

近隣関係者説明

事業計画書・説明状況報告書の提出

説明状況報告書（様式第4号）、事業計画書（様式第5号）の提出（正本1部）
事業計画書に添付する資料については、各課との協議終了したものであること
※標識の設置届提出日より14日経過後、かつ、建築確認申請等の手続の21日前までに提出のこと。
※ワンルームの場合：管理計画書、管理確約書（様式第6号、第8号）の提出
※施工者が決定しているときは、確約書（様式第7号）

・中高層建築物に該当する場合は、
蕨市中高層条例に基づく近隣説明報告書（様式第3号）も同時に提出
（建築確認申請等の手続きの21日前まで）

指導委員会の開催

審査通知

＊案件があれば適宜開催
指導委員会開催決定後、ご連絡いたしますので、副本（12部）のご準備、ご提出をお願いします。

建築確認申請、開発行為許可申請、区画整理法第76条許可申請、都市計画法第53条許可申請　など

確約書の提出

確約書（様式第7号）の提出
施工者が決定しているときは、事業計画書と同時に提出

工事着手届の提出

工事着手届（様式第9号）の提出：工事着手14日前

工事着手

工事完了届の提出

工事完了届（様式第10号）の提出：工事完了後7日以内
※電波障害対策を実施した場合：電波障害対策報告書（様式第11号）

完了確認検査

完了確認済証の交付